毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

### 目 次

### 福島県教育委員会

○福島県教育委員会文書等管理規則

報

○福島県奨学資金貸与条例施行規則 の一部を改正する規則 の一部を改正する規則

○福島県立学校の管理運営に関する

○福島県教育委員会の所管に属する 賃金支弁職員の雇用等管理規程の 規則の一部を改正する規則 部を改正する訓令

○福島県教育庁本庁事務決裁規程の 一部を改正する訓令

○福島県教育庁等服務規程の一部を 改正する訓令

○職員の給料の特別調整額に関する 規程の 一部を改正する訓令

## 福島県教育委員

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する 平成二十二年三月三十日

福島県教育委員会

## 福島県教育委員会規則第四号

# 福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 福島県教育委員会文書等管理規則(平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号)

第六条第三項中「配達記録」を「特定記録」に改める

工高)」を「喜多方桐桜高等学校(喜桐高)」に、「富岡養護学校(富養)」を「富岡 養護学校(富養) 別表第一県立学校の項中「喜多方商業高等学校(喜商高) 相馬養護学校(相養)」に改める。 喜多方工業高等学校(喜

様式第一号及び様式第五号中「語磁語線」を「苺冷語線」に改める

1

1 に様式第一号及び様式第五号の改正規定は、公布の日から施行する この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定並び

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県教育委員会文書等管理規則

様式第一号及び様式第五号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(教育総務課)

福島県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十二年三月三十日

福島県教育委員会

## 福島県教育委員会規則第五号

# 福島県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 福島県奨学資金貸与条例施行規則 (昭和四十二年福島県教育委員会規則第八号) 0)

第一号様式寒中 進 ₩ 厒 괊 希望する学校を○でかこんでください。 高等学校 専修学校の高等

票群 を

現在受けている 学のための資金 ようとする他の物 又はこれから受け 焦 有 修学のための資金の名称

資金の種類 貸与・給付 貸与・給付 貸与・給付

に改め、

同様式記載上の注意③を次のように改める。

の種類」の欄の該当する種類を○で囲んでください。 場合は、「修学のための資金の名称」の欄に当該資金の名称を記入し、「資金 現在受けている、又はこれから受けようとする他の修学のための資金が有る

3

平均学費を」
リ、 第一号様式記載上の注意⑸中「は両近のもの」を「ごあつては両近の1ヵ月当たりの 「見込額」や「平均学費の見込額」に、 「及び予約採用希望者は入学後(進学後)」や「にあつては入学後」 「あしては」を「あしては」に改める。

附 則

務時

噩

135

100

 $\frac{175}{100}$ 

(5)の改正規定は、公布の日から施行する。 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一号様式記載上の注意

(学習指導課)

福島県立学校の管理運営に関する規則の

一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

# 福島県教育委員会規則第六号

の一部を次のように改正する。

福島県立学校の管理運営に関する規則 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号)

福島県教育委員会

(裏面)

中

代休

 $\overline{\mathbf{x}}$ 

夏休

社休

₹, 궾

産

健休、

休又は

を

	 	 	 	 	100	100	
	 	 	 	 	100	125	超過
	 	 	 	 	100	150	10774
	 	 	 	 	100	135	時間
	 	 	 	 	100	160	
_							

第五号様式中

100  $\frac{125}{100}$ 苎 過勤  $\frac{150}{100}$ 

	₹ -							

る。

に改める。

福島県教育委員会訓令第二号

教育委員会の所管に属する教育機関 庁

令を次のように定める 福島県教育委員会の所管に属する賃金支弁職員の雇用等管理規程の一部を改正する訓

平成二十二年三月三十日

改正する訓令 福島県教育委員会の所管に属する賃金支弁職員の雇用等管理規程の一部を 福島県教育委員会

教育委員会訓令第四号)の 福島県教育委員会の所管に属する賃金支弁職員の雇用等管理規程 一部を次のように改正する。 (昭和五十年福島県

に改める。 第七条第三項中「八時間」 を「七時間四十五分」に、 「八分の一」を「三十一分の四」

この訓令は、 平成二十二年四月一日から施行する。

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

(教育総務課)

福島県教育委員会訓令第三号

「休日の代休日………

第六号様式 (表面)

中「休日の代休日……代休」を

超勤代休時間………

…代休 …超休\_ に、 産 代休 ₹、 健休 夏休 朱、 X FE  $\overline{*}$ Ü 社休

を

に改め、 同様式 \*

\* に改める。

、夏休リ は社

産休、 

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。 則

1

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県立学校の管理運営に関する

規則第五号様式及び第六号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができ

(学校経営支援課)

3

画

中

代休、

<del>\*</del>

夏休

\* 往

代床、

₹,

を

<del>K</del>,

ت

産

头

哲 産休、

健休、

骨休、

休又は

に、

健休、

逋

を

に改

め、

同 様式

(裏

1

附

則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

×

代休

を一項ずつ繰り下げ、二十三の項の次に次のように加える。 り変更」に改め、同表中三十五の項を三十六の項とし、二十四の項から三十四の項まで 次のように改正する。 福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

平成二十二年三月三十日

福島県教育委員会

哲 崮 趙

落

平

噩

100

 $\frac{125}{100}$ 哲 

の一部を

福島県教育庁本庁事務決裁規程(平成十五年福島県教育委員会訓令第十号) 別表第一の二十三の項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振

二十四 課員の超勤代休時間の指定

この訓令は、 **附 則** 平成二十二年四月一日から施行する。

(教育総務課)

### 福島県教育委員会訓令第四号

教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関教 育

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十二年三月三十日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程(平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号)の一部を次の

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

ように改正する。

「休日の代休日……代休

様式第二号 (表面) 中「休日の代休日……代休」を 超勤代休時間……超休

<del>K</del>, 夏休 <del>\*</del> × J \* \* 往 

株、 離株、 踵株、 単株、 ボボ、 ボボ、 ボボ、 ボボ、 ス は 社 社 な \*

できる。

に改める。

号、様式第十一号及び様式第十二号による用紙は、所要の調整をして使用することが2 この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県教育庁等服務規程様式第二 教育委員会の所管に属する教育機関教 育 (教育総務課

様式第十一号中 100  $\frac{125}{100}$  $\frac{150}{100}$ 135 100 160

を

										0	0	勤
										100	135	務時
										100	160	噩
										100	175	
_ /:												

		( )

改める。

に改める。 糁≾紙十□吟中「半日勤務時間の割振りの変更」や「4時間の勤務時間の割振り変更」

福島県教育委員会訓令第五号

職員の給料の特別調整額に関する規程の 一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

# 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会

の一部を次のように改正する。職員の給料の特別調整額に関する規程 (昭和三十六年福島県教育委員会訓令第三号)

特別支援学校」を「県立特別支援学校」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行以上の規模の特別支援学校」を「九学級以上の規模の県立特別支援学校」に、「県立のこの訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定(「九級附 則 を加え、「九級以上の規模の特別支援学校一を「九学及以上り見算)量で写りまでないたの下に「、会津学鳳高等学校長」を、「平商業高等学校長」の下に「、富岡高等学校長」を、「平商業高等学校長」の下に「、富岡高等学校長」 別表中「福島工業高等学校長」の下に「、福島東高等学校長」を、 「県立の特別支援学校」を「県立特別支援学校」に改める。 「葵高等学校長\_

職

員 課

リサイクル適性® この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

【定価 1 箇月 3,390円】 発行者 印刷所 県刷 島 印